

- 手続の受付窓口で勧められて
- 広報誌を見て
- 社会保険労務士（会）を通じて
- 知り合いから紹介されて
- その他 []

[問4] 厚生労働省への申請や届出に、電子申請をどの程度利用していますか。

- そもそも厚生労働省に申請・届出の機会がない→[問9]へお進み下さい。
- 申請・届出の機会はあるが、電子申請は利用していない→[問7]へお進み下さい。
- 電子申請を利用しようとしたが、うまくいかなかった→[問8]へお進み下さい。
- 一部の申請や届出に利用している
- ほとんどあるいは全ての申請や届出に利用している
- その他 []

[問5] 厚生労働省が扱う手続に、電子申請を利用している理由は次のどれですか（複数回答可）。また、ご意見があればご記入下さい。

- 申請・届出の書類（用紙）を入手する必要がなくなるから
- 社内の事務処理が効率化できるから
- 自宅や職場で手続を行うことができるから
- 24時間365日いつでも受け付けているから
- 同時期に複数の手続をまとめて行うことができ、手続ごとに異なる複数の行政機関へ出向く必要がないから
- 行政機関へ出向くための往復時間や待ち時間の節約になるから
- 用紙や切手代・交通費など、経費の節約になるから
- その他 []

[問6] 厚生労働省が扱う手続について、電子申請を利用して見て、その満足度をお答え下さい。

- 満足 やや満足 普通 やや不満 不満
- [問9]へお進み下さい。

[問7] [問4]で「申請・届出の機会はあるが、電子申請を利用していない」と回答された方に伺います。

[問 7-1] 電子申請を利用しない理由は、次のどれですか（複数回答可）。また、ご意見があればご記入下さい。

- 従来の書面での手続と異なる作業をすることに抵抗があるから
- 書面での申請でなんら不便を感じないから
- 行政機関の窓口で、相談しながら申請や手続をしたいから
- 電子証明書の取得などの準備に費用や手間がかかるから
- パソコンの購入や設定変更をしなければいけないから
- 電子申請用にデータを作成するために手間がかかるから
- 電子申請の利用方法が難しいから
- 電子申請を利用したい手続に関しては、添付書類を別途郵送する必要があるから
- セキュリティ面に不安があるから
- その他 []

[問 7-2] もし、受付窓口に電子申請用の端末（パソコン）が設置され、そこで電子申請が利用できるようになった場合、どのようになさいますか。

- パソコンを使うつもりがないので、引き続き紙で手続を行う
- 自分で端末を用意せずに済み、また、相談しながら手続が出来るので、それを利用したい
- いずれ、オフィス等から電子申請をする上での練習として、利用したい
- 電子申請はオフィス等からやりたいので、利用しない
- その他 []

→[問9]へお進み下さい。

[問8] [問4]で「電子申請を利用しようとしたが、うまくいかなかった」と回答された方に伺います。どのようなことがうまくいかず、電子申請の利用を断念されましたか（複数回答可）。また、ご意見があればご記入下

さい。

- 電子証明書を取得すること
- 電子署名を行うこと
- パソコンやネットワークが条件を満たしていなかったこと
- パソコンの設定を電子申請のために整えること
- 必要なソフトウェアをインストールすること
- 申請書作成用のソフトウェアを操作すること
- 申請用のデータを作成すること
- 申請書を送信すること
- その他 ()

[問9] 厚生労働省が扱う手続に、電子申請を利用するにあたって（または今後利用するとして）、どのようなことを重視または希望しますか（複数回答可）。また、ご意見があれば、ご記入下さい。

- 電子証明書を取得あるいは更新するための費用が安いこと
- 電子証明書の取得が簡単であること
- 電子署名を行う操作が簡単であること
- そもそも電子署名（電子証明書）を必要としないこと
- パソコンの設定（ソフトのインストール等）が必要ないこと
- 手続を行うための操作・作業が容易であること
- 市販のソフトウェアで作成したデータを活用できること
- 入力チェック機能が充実していること
- 個人情報の保護など、セキュリティ面での安全性が確保されていること
- 相談窓口など、利用者に対するサポート体制が整っていること
- 特になし
- その他 ()

[問10] 厚生労働省の手続以外に、国や自治体向けの手続について、電子申請を利用してありますか（複数回答可）。

- 登記関係の手続
- 国税関係の手続（e-Tax等）
- 輸出入・港湾関係の手続
- その他の手続 ()

電子申請は利用していない

[問 1 1] [問 1] で「事業主」または「手続代理者」と回答された方に伺います。「個人」と回答された方は、[問 12]へお進みください。

社会保険や雇用保険の手続（主に事業主が行う手続）の申請書を作成する際に、社内で保有するデータを活用することが出来る、「磁気媒体届書作成プログラム（社会保険庁のホームページからダウンロード可能）」について、以下の問いにお答え下さい。（※なお、当プログラムは電子申請以外に、フロッピーディスク等での申請書提出の際にも利用いただけます。）

[問 11-1] 現在、社会保険・雇用保険の手続を行う際に、当プログラムを利用していますか。

- 利用している→[問 11-2]へお進み下さい。
- 利用を試みたことはあるが、うまくいかなかった→[問 11-2]へお進み下さい。
- 利用の必要は感じるが、試みたことがない→[問 12]へお進み下さい。
- 利用する機会がないので、利用していない→[問 12]へお進み下さい。
- 当プログラムを知らなかった→[問 12]へお進み下さい。

[問 11-2] 当プログラムを利用して（あるいは利用を試みて）、“分かりにくい”または“使いにくい”と感じた点をお答え下さい（複数回答可）。また、ご意見がありましたら、ご記入下さい。

- プログラムのインストール
- プログラムの初期設定
- 社会保険事務所から送付される被保険者のデータを、当プログラムで読み込む方法
- プログラムの画面構成
- 届出の作成手順
- 操作手順のマニュアル
- 作成できる手続の種類
- その他 { }

[問 1 2] その他、電子申請全般に関してご意見・ご要望がございましたら、

ご記入下さい。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

〔お問い合わせ先〕

厚生労働省 大臣官房統計情報部

企画課情報企画室 電子申請アンケート担当

Tel (代表) 03-5253-1111 内線 7408 (担当: 岡村、米山)

(室内直通) 03-3595-2734

Fax 03-3595-1624

E-mail q-denshi2008@mhlw.go.jp